令和８年度
度会町電気自動車充電設備
設置事業

公募型プロポーザル募集要項

令和８年１１月

度　会　町

度会町（以下「本町」という。）では、町の公用車電気自動車充電設備の設置に関して、以下の事業（以下「本事業」という。）を実施する。

本事業にあたり、本募集要項に基づき、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、提出された企画提案の内容等を総合的に審査した上で、最も適した受託者を選定するものとする。

1 本事業の概要

（1） 事業の名称

度会町電気自動車充電設備設置事業

（2）目的

本町は令和６年９月に、「６町の地域連携で人材や資金を呼び込む！中山間地域一体の脱炭素・資源循環プロジェクト」というテーマで、環境省の脱炭素先行地域に選定された。

本事業では、公用車への電気自動車（EV）の導入を進めるにあたり、その利用環境を整備するため、EV用充電設備を設置する。

本事業の実施に当たっては、本募集要項及び別途示す仕様書等を参照すること。

（3）履行場所

度会郡度会町棚橋1215-1 度会町役場

（4）対象事業

町が導入する電気自動車５台の利用に必要な普通充電設備の設計・設置を行う。

庁舎東側公用車駐車場及び保健センター東側公用車駐車場に、定格出力５kW以上の電気自動車用普通充電設備を設計・設置すること。

設置台数等は仕様書に定めるものを基本とするが、より効率的かつ効果的な設備構成の提案がある場合はこの限りでない。

図面作成、配線、必要な支障移設等を含め、既存建物・設備への影響及び周辺の安全、騒音、振動等に配慮して施工すること。

既存キュービクルには予備のブレーカーがないため、キュービクル内の既存の空きスペースを利用して、新たにブレーカーを設置すること。

なお、別紙３に示す箇所には、配線用のさや管を設置している。

（5）契約方法

プロポーザルにて選定された受託者と工事請負契約を締結する。

（6）契約金額

契約金額は、応募者からの提案価格により決定するものとする。

なお、上限提案価格は、<u>６，０００，０００円</u>（消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

（7）事業期間

契約締結の日から令和９年３月１８日（木）までとする。

（８）事業者選定までの予定スケジュール

	項目	提出期限及び実施日等
1	公募開始日	令和８年１１月１３日（金）
2	質問書の提出期限	令和８年１１月２５日（水）午後５時
3	質問書に対する回答期限	令和８年１２月　４日（金）
4	応募申請書等の提出期限	令和８年１２月１１日（金）午後４時
5	プレゼンテーション実施	令和８年１２月１８日（金）
6	選考結果の通知	令和８年１２月下旬予定
7	契約内容の調整	令和８年１２月下旬予定
8	契約書の締結	令和８年１２月下旬予定

（９）担当部署

本事業に係る各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、以下のとおりとする。

度会町 総務課 財政係

住　所：〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215-1

電　話：0596-62-1111／ＦＡＸ：0596-62-1647／E-mail：zaisei@town.watarai.lg.jp

２ 受託者の募集

（１）募集の方法

公募型プロポーザル方式により募集する。

（２）募集及び選定のスケジュール

本事業の受託者の募集及び選定は以下のとおり行う。

① 募集期間（町ホームページによって公募）

令和８年１１月１３日(金)～１２月１１日(金)午後４時

※現地見学を希望される場合は、既存のキュービクル等を見学できますので、１（９）に記載の担当部署へ電話等でお問い合わせください。

② 質疑受付期限

令和８年１１月２５日（水）午後５時

「質問書（様式 ４）」により担当部署に E-mail で送付すること。電話による質疑の応対は一切行わない。

③ 質疑回答方法

質疑に対する回答は、令和８年１２月４日（金）までに、町ホームページの本プロポーザルに関する掲載ページにおいて、提出されたすべての質疑に対する回答を公表する。

④応募申請書等の提出

令和８年１２月１１日（金）午後４時までに以下の書類を提出する。

【提出書類一覧】

・応募申請書（様式１）５部
・会社概要説明書　（様式２）５部
・企画提案書（様式３）５部
・見積書（押印あり）（任意様式）５部
・納税に関する証明書（発行から3か月以内のもの。）

※ 法人税、消費税及び地方消費税の完納を証明する書類又はその写し

（３）企画提案書の内容

①事業の実施内容

ア．実施方針

提案の概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ．設備設置仕様

電気自動車用**普通充電設備（定格出力 5kW 以上）**の設置場所、設置方法、想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

ウ．その他独自提案

その他本事業の実施にあたり、提案者独自で提案することがあれば記載すること。また、事業実施にあたり、ＰＲすることがあれば記載すること。

例：町内の脱炭素に係る普及啓発、環境教育への取組、事業に係る企画力や技術力

②事業実施体制

ア．事業実施体制図

代表事業者名、関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した体系図を作成すること。

イ．工事計画概要　（設備設置工程表　、実施体制、事業のスケジュール）

ウ．町内業者の活用の提案

本事業の実施に当たっては、町内業者の活用を評価するため、町内業者の活用を予定している場合は、その活用方法や役割分担等について具体的に記載すること。

エ．使用期間中における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制

オ．工事費、運転管理、維持管理のための費用

カ．故障、緊急時の対応体制図

キ．事業実施中のリスクに対する対策

損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

（４）応募の手続き

①募集要項等（様式含む）は、本町ホームページに掲載する。

②応募書類の受付期間内に、2(2)④に掲げる提出書類を度会町総務課財政係宛てに郵送又は持参により提出すること。なお、郵送の場合は、発送・配達の記録が残る方法とし、配達証明郵便又はレターパック等を利用すること。

※提出期限必着とする

３ 応募資格条件

本プロポーザルに応募する者（以下、「応募者」という。）は、仕様書等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

① 三重県及び度会町を含む各市町等が共同で実施する入札参加資格申請共同受付・審査で「電気工事」の業種について度会町への登録があること。

※応募申請時点までに登録が完了していれば可とする。

② 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。

③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑤ 度会町建設工事発注取扱要綱又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

⑥ 度会町暴力団排除条例（平成23年3月条例第3号）第2条第1項第1号に規定する暴力団と関わりがない者であること。

⑦ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑧ 日本国内に主たる営業所を有する者であり、三重県内に常勤の職員を配置する本店又は支店、営業所を有しているもの。

４ 審査（プレゼンテーション）

（１）実施日時・場所

① 期　日　令和８年１２月１８日（金）
　場　所　度会町役場　大会議室
　※都合により変更する場合あり。
　※時間は応募締切後に通知します。

（２）持ち時間

１者につき４０分以内とする
（提案書説明２０分以内＋質疑応答２０分程度）

（３）プレゼンテーションの進行

はじめに２０分以内で企画提案書の説明を行いアピールする。その際、追加資料等の配布は認めない。その後、２０分程度で企画提案書の内容等に関する質問を行うので明確に答えること。

※プレゼンテーションの時間の前後１５分を待ち時間、退出時間とみなし、他社とのプレゼンテーションの間に合計３０分の空き時間を用意します。

（４）審査基準

応募者から提出された応募申請書の記載内容が、募集要項等に記載がある事項を満たしているか、また提案内容が優れているか。審査項目は、別紙「評価基準表」のとおり。

（５）審査結果の通知

審査結果は令和８年１２月下旬（予定）に、応募者全員に審査結果を通知する。

５ 受託者の選定

（１）最優秀提案者の選定

審査委員は、【別紙：評価基準表】に基づき各応募者の採点を行い、その合計得点を基に審査委員ごとに応募者の順位付けを行うものとする。その順位に応じて順位点を付与し（例：１位５点、２位４点、３位３点、４位２点、５位１点）、応募者ごとに全審査委員の順位点を合計し、その合計点が最も高い応募者を最優秀提案者として選定する。

（２）選定対象者資格

最優秀提案者の決定までに応募者が、本要項「３　応募資格要件」に定める参加資格を喪失した場合、または提出書類に虚偽の記載内容があることが発覚した場合は選定の対象者としての資格を失う。

（３）選定の取消し

最優秀提案者に選定された応募者が、契約締結までに本要項「３　応募資格要件」に定める参加資格を喪失した場合は選定結果を取り消し、次点の者を最優秀提案者とする。

（４）受託者の決定

選定された最優秀提案者に対して受託意思の確認を行い、承諾が得られた場合に、その者を契約の相手方として工事の内容について調整の上、工事請負契約を締結する。

６ その他

（１）応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

（２）提出書類に係る内容は、公表しない。

（３）事業の実施にあたり、必要な資料などは本町が提供する。

（４）提出された資料は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがあるが、選定以外の目的には使用しない。

（５）応募者は複数の提案をすることはできない（1提案のみ有効）。

（６）事業内容については、守秘義務を遵守しなければならない。

（７）本町の要求水準を満足する提案がなかった場合は、最優秀提案者の選定は行わない。また、応募者が１者の場合であっても、本町の要求水準を満足している提案であれば、その者を最優秀提案者として採用する。

（８）本要項に定めるもののほか、本事業の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本町の条例規則等の定めるところによる。

（９）そのほか事業遂行上必要な事項は、適宜協議をしながら事業に当たることとする。

【別紙：評価基準表】

審査項目		審査の視点	配点
1	工事遂行能力		
	事業工程	①事業の全体像やスケジュールが具体的に示されているか。	
	事業実施体制	②事業実施にあたって適切な体制がとられているか。	
	事業実績	③過去に同等又は類似する施工実績を有しているか。	
2	企画提案内容		
	設備の設置	④ 設置可能性調査の手法及び設備の設置方法は適切か。既存の受電設備や電気系統、建物等への影響を十分に考慮した設計・施工となっているか。	
	故障・緊急時の対応及び設置後の支援体制	⑤トラブルや故障等が発生した場合の対応体制が整えられているか。また、緊急時の対応や設備の使用開始後における問い合わせ、操作方法の説明、利用上のサポート等について、町に過度の負担を与えることなく、安心して継続的に利用できる体制となっているか。	
	維持管理・メンテナンス	⑥定期点検、設備の修繕・交換、遠隔監視の有無等、使用期間中の維持管理・メンテナンス計画が具体的かつ適切に示されているか。	
	見積金額	⑧事業内容に見合った見積金額であるか。	
	町内業者の活用	⑨町内業者の活用は想定されているか。	
	その他	⑩町内の脱炭素に係る普及啓発や環境教育への取組など、本事業に関連した独自性・創意工夫のある提案がなされているか。	
		計	

【様式１】

応募申請書

令和　　年　　月　　日

度会町長　　様

所在地

商号又は名称

代 表 者 名　　印

度会町電気自動車充電設備設置事業への参加要件を満たしていますので、下記の内容により参加を表明します。

なお、記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

【担当者連絡先】

所属部署	
ふりがな 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

【様式２】

会社概要説明書

項　目	内　容
会　社　名	
代表者氏名	
設立年月日	
本社所在地	
三重県内の 支店、営業所の所在地	
本町入札参加資格の有・無	
従業員総数	
自己資本額（千円）	資本金　　積立金　　その他

本事業に係る同種・類似事業の実績

事業・工事名	概要	履行期間

※会社のパンフレット等、会社の概要がわかるものを１部添付してください。

【様式３】

企画提案書

今回の事業において提案しようとする事柄 （実施しようとする内容について、要点を簡潔に記載すること）

※文字の大きさは10ポイント以上とする。
※図やイラストなども、適宜加えてもよい。
※本提案内容の記載に当たっては、必要に応じて図面やイラスト等を用いて、分かりやすく説明すること。

【様式４】

質　問　書

事業名	度会町電気自動車充電設備設置事業
会　社　名	
本社所在地	
質問担当者所属・職名	
質問者氏名	
質問者連絡先	電話番号　　FAX番号 ｅメール

質問事項

該当箇所	質問内容

※該当箇所は「募集要領」「仕様書」の何ページのどの項目など具体的に記述すること。
※質問内容は簡潔に記載すること。
※質問内容が複数ある場合は、一項目ごとに区切り線を入れること。